

八戸市農業委員会 3月総会議事録

日時：平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：19 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、
13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：22 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、
5 番 大久保 秀幸、6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、
17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、
21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：なし

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、全員出席いただいておりますことをご報告いたします。
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様には年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。明日明後日には3月11日、東日本大震災の日を迎えます。改めて、震災と原発事故について、あの日何が起こったのか、そしてこれから何をすべきかということを考えていきたいなと思っています。

それから、3月の八戸市議会で農業委員会への一般質問があり、3月5日の本会議において答弁してまいりましたのでご報告申し上げます。質問は田名部議員から、「新制度に移行した農業委員会ではどのように荒廃農地の解消に取り組んでいくのか」というご質問でございました。答弁といたしましては、農業委員会法の改正趣旨と農業委員、推進委員合わせて41名の体制になったこと、また、荒廃農地の状況として平成29年度は332haであったことなどを説明しております。また、荒廃農地となることを未然に防ぐためにも農地の貸借を進めていくこととし、新たな取り組みとして、来年度は地域活動の中で荒廃農地の確認や農地貸借の相談に迅速に対応できるよう、農業委員、推進委員の皆様にご協力をいただき、当該農地の地番図、航空写真の配布をすることを紹介しております。この図面等の配布につきましては、昨年の新体制になったときに私から事務局に提案しておいたものであります。この図面を利用しながら、各地区ごとに荒廃農地、農地の集積、そして農業委員、推進委員合わせて話し合っただけで地域の状況を確認していただきたいと思っております。今回の答弁もすごく緊張しましたが、農業委員会としての活動を多くの方に知っていただく良い機会であったのではないかなと思っております。これからも皆様のご協力を得ながら、農業委員会業務に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、今日の審議もよろしくお願い申し上げます。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第 1
会長

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、18 番 長根昭男委員、19 番 中村正記委員、両氏を指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

田中委員

田中から報告します。去る 2 月 28 日、赤坂農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、議案第 10 号の番号 7 番を調査してまいりましたので報告いたします。

3 条 7 番

資料 1 ページをお開き願います。
渡人の住所、氏名及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。
調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小のためです。申請地における貸付はなく、作付計画は、ほうれん草を作付することです。過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、申請地は受人自宅の隣接地で、耕作道はありませんが、自宅敷地を通行し市道に通じています。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は 1 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況ですが、トラクター、軽トラックを各 1 台購入予定とのこと。なお、申請地の面積は 879 m²であり、面積要件である 3,000 m²未満ではありますが、本申請と同時に農地中間管理機構に田：2,776 m²の賃貸借を申請しており、面積要件はクリアする予定となっております。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。
以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第11号、平成29年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、木村委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、木村委員は退室願います。

(木村委員退室)

会長

それでは、まず、木村委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第11号「平成29年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借30件、使用貸借11件の計41件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手21名、貸し手41名で、利用権設定面積は148,366㎡でございます。

それでは、木村委員が関係する事案1件を説明いたします。資料5ページをお開き願います。

利用集積13番

番号13番、借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間7,500円でございます。

公告年月日は、平成30年3月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。
木村委員の入室をお願いいたします。

(木村委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

田中主事

引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料3ページをお開きください。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間で米30kg及び20,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間10,000円でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間で米60kgでございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間8,000円でございます。

利用集積6番

次ページをお開き願います。

～利用集積10番

番号6番から番号10番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積11番

次ページをご覧ください。

～利用集積12番

番号11番と番号12番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号11番は総額年間10,700円、番号12番は総額年間4,600円でございます。

利用集積14番

～利用集積24番

番号14番から7ページの番号24番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、

	<p>5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 14 番から 7 ページの番号 23 番までは 10 a 当り年間 5,000 円及び水利費で、番号 24 番は水利費でございます。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p>
利用集積 25 番	<p>番号 25 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。</p>
利用集積 26 番	<p>番号 26 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 27 番	<p>番号 27 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 28 番 ～利用集積 29 番	<p>番号 28 番と番号 29 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
利用集積 30 番～ 利用集積 31 番	<p>番号 30 番と番号 31 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間で米 30kg でございます。</p>
利用集積 32 番 ～利用集積 33 番	<p>番号 32 番と番号 33 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 32 番はカボチャを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 30,000 円でございます。番号 33 番は大豆・麦を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 25,000 円でございます。</p>
利用集積 34 番	<p>番号 34 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
利用集積 35 番 ～利用集積 36 番	<p>番号 35 番と番号 36 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 6,000 円でございます。</p>
利用集積 37 番	<p>番号 37 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。</p>
利用集積 38 番	<p>番号 38 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p> <p>次ページをお開きください。</p> <p>番号 39 番から番号 41 番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。</p>
利用集積 39 番	<p>番号 39 番、利用権の種類及び内容は、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 3,000 円でございます。</p>
利用集積 40 番	<p>番号 40 番、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借</p>

利用集積 41 番

料につきましては総額年間 19,400 円でございます。

番号 41 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、平成 30 年 3 月 15 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 12 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 12 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 13 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件、使用貸借 1 件の計 3 件となっております。借り手の人数につきましては 3 名で、利用権設定面積は 18,806 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 39 番から番号 41 番に関連する事案でございます。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、ピーマンを作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 3,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。なお、番号 1 番は、先ほどの議案第 10 号で報告いたしました受け手の方と同一の人物で、こちらの面積を合計して議案第 10 号は 3

配分計画 2 番

反歩以上の面積となるものです。

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、ミニトマト・露地野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 19,400 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

村上委員

村上から報告します。去る 2 月 28 日、赤坂委員と本館地下会議室において、議案第 13 号の 1 番を調査して参りましたので報告します。

5 条 1 番

資料 15 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、工事用車両及び職員用の駐車場です。実施計画は、平成 30 年 3 月 19 日から平成 30 年 3 月 25 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをして地盤整備し、フェンスを設置し

ます。立地条件は、青森県立八戸商業高校から南西側約 700m に位置し、畑・山林に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は山林に囲まれ日当たりが悪いため、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6
会長

次に、日程第 6、議案第 14 号、平成 30 年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

村上 GL

それでは、ご説明いたしますので、別冊となっております「議案第 14 号平成 30 年度農作業標準賃金の決定について」の資料をご覧願います。

平成 30 年度農作業標準賃金につきましては、2 月総会の協議案件において、概要をご説明いたしまして、委員の皆様から 2 月 28 日まで意見を募集しておりましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。

また、2 月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、圃場の条件や作業の難易度などの事情を考慮していただき、当事者どうしが協議のうえ決定してくださるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案についてご説明いたします。

資料1 ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、賃金や料金を記載しております。

「1. 農作業労働賃金」は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載しているものです。

この労働賃金のうち、※印1と表記しているところですが、青森県の最低賃金が1時間あたり738円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として6,000円としております。

※印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、昨年度と同じ8,700円としております。

「2. 農作業受委託料金」は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しているものですが、すべての項目について昨年度と同じ金額としております。

資料の2ページ以降は参考資料として2月総会と同じ資料を添付しております。

2ページは、過去10年間の「青森県最低賃金の推移」と「軽油」と「レギュラーガソリン」の店頭現金価格の推移となっております。

資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。

資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の平成28年度と平成29年度の比較表となっております。

資料6ページ、7ページは、三八管内の町村の平成28年度と29年度の比較表となっておりますので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認されました。

日程第7
会長

次に、日程第7、議案第15号、八戸市農業委員会の委員等の報酬の加算額の支給に関する規則の制定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局寺沢より、「議案第 15 号 八戸市農業委員会の委員等の報酬の加算額の支給に関する規則の制定について」を説明いたします。

別冊の資料をご覧ください。

資料別冊の 3 ページ以降に規則の本文及び様式を掲載しておりますが、概要を 1 から 2 ページにまとめておりましたので、順に説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

1 趣旨ですが、この規則は、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、八戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち加算額の支給方法等について必要な事項を定めるものです。

2 支給対象活動ですが、(1)農地利用最適化交付金事業実施要綱に規定する活動は、公式な活動といたしましては各地区で開催いたします農家座談会、農地パトロール、経営再開マスタープラン座談会など年間 5 回程度が対象になると思われます。(2)農業委員会総会への出席は、月 1 回、年間では 12 回が対象となります。(3)その他、委員会の会長が特に認めた活動、とありますが、(1)の活動以外で農地集積や荒廃農地解消につながったとする活動を支給対象とするときの特例の規定としております。

交付金の対象となる活動のほか、農業委員会総会への出席についても、支給対象の活動に含めました理由は、各委員の活動日数に比例させながらも、過度な偏りを無くすためのものがございます。

3 加算額の財源ですが、農地利用最適化交付金の額から旧体制と新体制の報酬総額の差額である 1,845,600 円を差し引いた金額となります。

4 各委員の加算額の計算ですが、加算額の財源の額×個々の委員の活動日数÷全委員等の活動日数の合計、により計算いたします。

計算した結果は、小数点以下を四捨五入いたしますが、各委員の上乗せ額を合算した金額が上乗せ支給分と合わない場合は、最高額の委員の方で調整させていただきます。

5 活動実績の報告ですが、当月の活動内容は、規則で規定した様式により翌月末日までに報告しなければならない、こととなっております。

6 加算額の支給方法ですが、交付金の交付の決定を受けた後、一括して支給することとなりますので、3月下旬の報酬支給日に合わせるか、又は別に支給することとなります。

7 加算額の返還ですが、活動日誌に虚偽の記載があった場合には、市長は委員に対し加算額の一部又は全部を返還させることができる、としております。

8 施行月日ですが、改正条例の施行日にあわせ、規則も平成 30 年 4 月 1 日施行といたします。

2 ページ目をご覧ください。

9 その他補足となりますが、加算額の支給を受ける対象者は、各年度内に支給対象となる活動を行った全ての委員となります。よって、年度途中に

任期満了等で退職となった場合も対象となり得るものです。

次に、報酬条例の改正状況について報告させていただきます。

農業委員等の報酬の加算額支給に係る条例の改正事務を進めておりますが、途中、特別職報酬等審議会からの答申に基づく特別職の給料額等の改定に準じて、農業委員等の報酬の基本額を改定する、という状況が生まれました。このことから、報酬基本額の改定に、加算額の支給に関する規定を追加した内容で、3月定例会に報酬条例の改正に係る議案が本日提出されておりますので、改正等の内容をお知らせいたします。

(1)農業委員等報酬の基本額の改定については、会長は、200円の増額の月額86,000円、会長の職務代理者は100円増額の55,800円、委員及び推進委員は、100円増額の45,200円にそれぞれ改定するものでございます。

(2)農業委員等報酬の加算額の上限額の変更ですが、一般委員の報酬基本額を基に加算額の上限額を設定しておりましたが、基本額が45,200円に改定されることから、上限額を271,200円に変更するものでございます。

次に、四角の中が、農業委員等報酬の加算に関する改正内容を整理したものです。改正内容は、

(1)これまでの報酬の内容を「基本額」とし、上乘せ分は「加算額」とする

(2)加算額には上限を定めるものとし、役職に関わらず、一般委員の基本額の半額を年額換算した271,200円とする

(3)加算額の支給方法等については、規則で定めるとなります。

条例上での一般委員の項目の標記を例示しますと、改正前「月額45,100円」を、改正後は「基本額 月額45,200円、加算額 農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、年額271,200円以内で市長が定める額」となります。

最後に、3ページ目から5ページ目までが規則の本文、様式となりますが、5ページ目の業務活動日誌の様式は、最小限必要な項目のみ定めることとなりますので、先月ご紹介いたしました様式の記載例と異なりますことを御理解いただきたいと思います。

以上で、私からの説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり意見の無い旨、八戸市長に回答します。

日程第8
会長

次に、日程第8、報告第9号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。
この案件は、相続等届出の2月分でございます。総会資料の17ページをお開き願います。
権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
今回の届出は、資料17ページ番号10番から資料21ページ番号22番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。
なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9、日程第10
会長

次に、日程第9、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の2月分でございます。
まず4条からご報告申し上げます。資料の23ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条2番

番号2番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
続いて、5条につきましてご報告申し上げます。25ページをお開き願

ます。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条9番、10番
5条11番
5条12番～14番
5条15番
5条16番
5条17番
5条18番
5条19番、20番
5条21番

番号9番、10番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号11番、転用目的は宅地分譲でございます。
次ページをお開き願います。
番号12番、13番、14番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。
番号15番、転用目的は敷地拡張でございます。
番号16番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
番号17番、転用目的は物置1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
番号18番、転用目的は物置1棟建築でございます。
番号19番、20番、転用目的は駐車場でございます。
次ページをご覧ください。
番号21番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長
ご質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時10分)